

令和 2 年度 財政援助団体等監査(1)監査結果措置状況
 ≪社会福祉法人神戸明輪会・社会福祉法人新緑福祉会共同事業体
 (東部在宅障害者福祉センター指定管理者)≫

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(1) 指摘事項 ①指定管理業務にかかる銀行口座名義を共同事業体の名称を冠した口座とするべきもの 指定管理業務で使用している銀行口座の名義を確認したところ、指定管理料収納口座を共同事業体の代表団体である社会福祉法人神戸明輪会の名義で作成していた。 神戸市の指定管理者制度における共同事業体については、制度全般に関する基準が整備されていないが、庁内の施設所管課向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「11.6 資金管理専用口座の開設」で、「使用料収入や使用料返還事務に係る資金及び修繕費については、ペイオフ対策等のため、必ず指定管理者に専用口座(預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金)を開設させて管理させてください。」とされている。また、「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル【様式集】」では、共同事業体協定書のひな型の中で、「当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。」とされている。なお、この様式集の目次には、「この様式集はあくまで一例です。施設の特性等に応じて、適宜必要な修正を加えてください。」と記されている。 以上のことから、共同事業体の名称を冠した銀行口座名義とすることは、マニュアル上義務付けられていないが、共同事業体の名称を冠しない会社名義の口座の場合、その名義の会社が破産したときに、口座に入金された指定管理料の帰属にリスクが生じる。	指定管理料の収納口座については、共同事業体の名称を冠した名義とするよう指定管理者が変更手続きを実施した。また、令和 3 年度からの指定管理期間の協定書等でも必要な明示を行った。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
共同事業体固有の財産と峻別するため、神戸市所管局は、共同事業体の名称を冠した口座を設けるよう、指定管理協定や仕様書で示し、遵守させるべきである。		
⑤備品の管理を適正に行うべきもの センターの備品台帳と固定資産台帳を確認したところ、次のような状況であった。 ア 指定管理者が管理を引き継いだ当初から存在した備品について、所有権の帰属が明らかでない備品があった。また、令和元年度中に購入された備品について、所有権の帰属に関係なく、同じ備品台帳で管理されていた。 なお、神戸市における備品は、「物品会計規則事務取扱要綱」で「物品会計規則第3条第1号に規定する備品とは、その性質・形状を変えることなく、おおむね1年を超えて使用に耐えるもので、取得価格（寄附を受けて取得したことその他の理由により取得価格が取得時の時価又は評価額と著しく異なる場合にあっては、その取得時の時価又は評価額をいう。以下、同じ。）が20,000円以上のものとする。」としているが、指定管理者における備品は、「神戸明輪会備品管理規程第2条」で「備品とは、その性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたって使用に耐える物品で、その取得（評価）価格が一点あたり概ね3万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）の物品とする。」としている。さらに、神戸明輪会の「経理規程」第46条では1年を超えて使用する10万円以上のものを固定資産として分類する旨が定められている。これらの規程に基づき、指定管理者では、3万円以上10万円未満のものを備品台帳で管理し、10万円以上のものを固定資産台帳で管理しているとのことであった。 イ 「在宅障害者福祉センター管理運営業務仕様書」の中で、「センターの管理運営	備品については、施設の開所当時から年数も経過しており、管理が不明確な状況となっていたため、備品所有状況について順次棚卸を実施した。現在、その結果に基づいて、帰属を明らかにした形で台帳整理を行っている。 今後は、台帳への記載基準や管理のルールについて、指定管理者と認識を共有し、適宜台帳の内容を更新しながら適正な管理を行っていく。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
のために指定管理者が調達した備品及び物品は、指定管理者またはその所有に関して正当な権原を有する者に帰属する。その他のすべての備品などの財産は、神戸市に帰属する。」旨が定められているが、指定管理者に聴き取りを行ったところ、指定管理料で調達した備品は神戸市の所有、利用料金を徴するサービス事業で調達した備品は指定管理者の所有として整理をしているとのことであった。 神戸市の「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「8.4.21 備品の取り扱いに関する記載」で、「備品については、指定期間当初から存在した備品（市又は旧指定管理者から引き継いだもの）と、指定期間中に購入等を行った備品を区分して管理し、後者については、市の負担で購入等を行ったものと、指定管理者の負担において購入等を行ったものを明確に区別して管理させることとします。その上で、当初から存在した備品及び市の負担で購入等を行ったものについては、神戸市物品会計規則等に基づいて管理すること、また、確実に次期指定管理者に引き継ぐことを記載してください。指定管理者の負担において購入等を行ったものについては、市と指定管理者のいずれの帰属とするかを予め決定し、応募要領に記載してください。」とされている。 神戸市所管局は、備品について神戸市と指定管理者のどちらに帰属するかを明確に区別して管理するよう、協定書又は仕様書に記載したうえで、それに基づき指定管理者に適正に管理させるべきである。また、現在の所有権の帰属が明らかでない備品については、棚卸を行う等の整理をし、帰属を明らかにしたうえで指定管理者に管理させるべきである。		